

登記・供託オンライン申請システムへのシステム切替えに関する基本方針
(平成22年8月12日法務省民総第1990号総務課長通知)

法務省オンライン申請システム（以下「現行オンラインシステム」という。）から登記・供託オンライン申請システム（以下「新オンラインシステム」という。）へのシステム切替えに関する基本方針は、下記のとおりとする。

記

1. 現行オンラインシステムから新オンラインシステムへのシステム切替えを行うため、不動産登記、商業・法人登記、動産譲渡登記及び債権譲渡登記の手続（以下「登記4手続」という。）に係るオンライン申請については、平成23年2月10日（木）午後5時15分をもって現行オンラインシステムによる受付処理を終了する。
なお、登記4手続以外の手続に係るオンライン申請については、当分の間、現行オンラインシステムによる受付処理が続けられるので、受付処理の時間に変更はない。
2. 新オンラインシステムによる、登記4手続に係るオンライン申請の受付処理は、平成23年2月14日（月）午前8時30分から開始する。
3. 現行オンラインシステムにおいて申請人が未取得の電子公文書は、現行オンラインシステムで一定期間取得することができるものとする。
4. 現行オンラインシステム上、平成23年2月10日午後5時15分において仕掛中（※1）となっている登記4手続に係る登記の申請については、システムにより処理をすることができないので、処理状況を「却下」又は「取下」と表示し、形式的に処理を完了させる。
このうち、不動産登記及び商業・法人登記手続の登記の申請については、申請情報を記載した書面又は申請書が登記所の窓口へ提出された申請における処理と同様の処理を行う。ただし、申請人（代理人）が、新オンラインシステムで提供する「申請用総合ソフト」の「オンライン処理申出様式」（※2）を利用して、平成23年2月14日（月）午後5時15分までに、当該申請に係る補正又は取下げ及び電子公文書の取得の手続をオンラインにより行うことを希望する旨の申出をした場合には、新オンラインシステムにより上記手続を行うものとする。
5. 現行オンラインシステム上、平成23年2月10日午後5時15分において仕掛中となっている登記4手続に係る証明書の請求については、同日同時刻までに登記手数料が納付されない場合には、システムにより処理をすることができないので、処理状況を「却下」又は「手続終了」と表示し、形式的に処理を完了させる。この場合においては、申請人は、システム切替え後に、再度新オンラインシステムに請求することとなる。
6. システム切替えを円滑に実施するため、システム切替え前に、1回当たり特定の2登記所（※3）において、システム切替えと同等の状況を想定した切替えリハーサル等を実施する。
7. 平成22年11月から12月にかけて、法務局所在地で説明会を、法務局所在地及び沖縄県の9か所で利用者説明会を開催する。また、これらの説明会の開催に合わせて、「体験版申請用総合ソフトβ版」をダウンロードすることができるサイトを開設する。

- (※1) オンライン申請・請求の処理状況が「手続終了」「却下」又は「取下」となっていない状態のことをいう（なお、「審査終了」の状態になっていれば、現行オンラインシステムで電子公文書を取得することができるため電子公文書を受領していないときでも、仕掛中ではない。）。
- (※2) オンライン処理申出様式の入力事項は、登記所名、受付年月日、受付番号及び申請人（代理人）の氏名のみとする。
- (※3) 対象庁は、東京法務局とする。なお、動産譲渡登記所及び債権譲渡登記所においても、同様の切替えリハーサル等を実施する。